

令和 6 年度
第 3 回我孫子市国民健康保険運営協議会
会 議 録

開催日時 令和 7 年 2 月 2 1 日
開催場所 議会棟 第一委員会室

- | | | |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | 招 集 日 時 | 令和7年2月21日（金）午後1時30分開会 |
| 2 | 招 集 場 所 | 議会棟 第一委員会室 |
| 3 | 出 席 委 員 | 玉村容子委員 磯邊久男委員
牧則子委員 松下世津子委員
石川浩之委員 鈴木浩委員 |
| 4 | 欠 席 委 員 | 茂木和之委員 佐藤昭宏委員
戸倉俊彦委員 森田秀樹委員 |
| 5 | 出席事務局職員 | 飯田健康福祉部長 海老原国保年金課長
成嶋課長補佐 廣瀬課長補佐
山本主任 楠瀬主任 |
| 6 | 公開／非公開の別 | 公開 |
| 7 | 傍聴人 | 1名 |
| 8 | 会議に関する事項 | |
| | 一 開 会 | |
| | 1 資料確認 | |
| | 二 議事 | |
| | 1 令和7年度保険税率改定（案）に関する経過報告 | |
| | 2 令和7年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について | |
| | 3 令和7年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について | |
| | 4 その他 | |
| | 三 閉会 | |

目 次

一 開 会

1. 資料確認	3
---------	---

二 議 事

1. 令和7年度保険税率改定（案）に関する経過報告	5
2. 令和7年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について	12
3. 令和7年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について	15
4. その他	20

三 閉 会

午後 13 時 29 分開会

一 開 会

○事務局 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、皆様方には、日頃から国民健康保険事業の運営につきまして、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

本日、司会をつとめさせていただきます成嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。

これより、「令和 6 年度 第 3 回 我孫子市 国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。

本日は、何卒よろしくお願いいたします。

1. 資料確認

○事務局 次に会議を始めるにあたり、本日の資料を確認させていただきます。

先日、委員のみなさまにお配りした資料といたしまして、資料No.1「令和 7 年度保険税率改定（案）に関する経過報告」、資料No.2「令和 7 年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について」、資料No.3「令和 7 年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について」。

次に、本日机の上に配布いたしました資料として、協議資料ではありませんが、「会議次第」、「席次表」を配布させていただきましたのでご確認をお願いします。

資料のない方がいらっしゃいましたら、事務局で用意しておりますので、お申し出ください。————— よろしいでしょうか。

次に、「我孫子市 国民健康保険条例 施行規則」第 8 条の規定で、本会議は委員の半数以上の出席をもって成立となります。本日は 10 名の委員のうち 6 名の出席がございましたので、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、本日は「被保険者の茂木様」、「我孫子医師会の佐藤様」、「公立学校共済組合の戸倉様」、「ちば東葛農業協同組合の森田委員」の 4 名が欠席との連絡がございました。このことにつきましてご報告させていただきます。

次に、会議の公開についてご報告いたします。本協議会は、「我孫子市 情報公開条例」第22条の規定により、会議は公開となります。

本日は1名の方が傍聴を希望しています。また、「我孫子市 審議会等の会議の公開に関する規則」第8条の規定によりまして、傍聴人の方には会議の議題について発言をいただく機会を設けております。

発言は、お一人につき1回となります。また、発言の時間は3分です。質問形式の発言があっても、大変申し訳ありませんが、お答えすることができませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

発言の機会につきましては、議事終了後に議長の許可により、発言をお願いいたします。

また、会議の公開につきましては、「我孫子市 審議会等の会議の公開に関する規則」第9条に基づき、会議は公開となっております。会議開催後の会議録も公開することになっておりますので、発言者を付記して市のホームページに公表いたしますのでご承知おき下さい。

開会にあたりまして、健康福祉部長の飯田から挨拶させていただきます。

<部長挨拶>

○部長 改めまして皆様こんにちは。健康福祉部長の飯田です。本日は、お忙しい中、また、お寒い中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。現在、連日報道がされてご存知のこととは思いますが、高額療養費の見直しについて国会で議論がされています。今回の見直しは、現役世代を初めとする被保険者の保険料負担の軽減を図るとともに、セーフティネットとしての役割を今後も維持していくために行うものとのことです。見直しは、本年8月から段階的に実施される予定です。今現在いろいろ審議がされていますので、その行方に注視して、円滑な事業運営が図れるよう対応していきたいと思っております。また、本日の会議では、前回の運営協議会で皆様に答申をいただきました、保険税率改訂（案）に関する経過報告の他、令和7年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）や、新年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について報告いたします。引き続き国民健康保険制度の円滑な運営に努めてまいりますので、本日のご審議、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは議事に移ります。「我孫子市 国民健康保険 施行規則」第6条により、会議の議長は会長があたることになっております。これより会長に議事進行をお願いいたします。

○会長 ただ今、事務局より、本日の会議は定足数を満たしており、会議は成立しているとの報告がありましたので、これより「令和6年度 第2回 我孫子市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。早速ですが、次第にそって議事を進めたいと思います。

是非、会議が円滑に行えますよう皆様のご協力をお願いいたします。

二 議 事

1. 令和7年度保険税率改定（案）に関する経過報告

○会長 それでは、議題1「令和7年度保険税率改定（案）に関する経過報告」事務局より説明をお願いします。

○事務局 国保年金課の楠瀬と申します。私から「令和7年度保険税率改定案に関する経過報告」をさせていただきます。着座にて報告させていただきます。

お手元にごございます資料 No.1「令和7年度保険税率改定案に関する経過報告」をご覧ください。

初めに、令和6年12月6日に市長協議にて、約1億9000万円の不足額が生じる見込みであるため税率を改定する考えであることを説明、併せて率改定（案）について協議を行いました。

令和7年1月9日に「第2回 我孫子市 国民健康保険運営協議会」を開催し、保険税率改定（案）について諮問し、令和7年度の予算編成において、保険税率の改定が必要となっている状況及び保険税率改定（案）について説明いたしました。諮問の趣旨を踏まえ、慎重に審議していただいた結果、保険税の引き上げについては適当であると判断するとの答申をいただきました。

1月14日に運営協議会から答申内容を市長へ報告いたしました。市長からは、運営協議会からの答申のと通りの税率改定（案）で3月議会に議案を提出の指示がありました。

2月12日、13日に3月議会提出予定議案について、委員との懇談会が開催され、市

長から税率改定（案）の議案について説明がされました。

次に、今後の予定になりますが、２月２６日に３月議会が開会しますので、税率改定（案）の議案を提出する予定です。

３月１１日に教育福祉常任委員会において議案の審査が行われ、議会最終日の３月１９日に採決となります。可決された場合、４月１日に税率を改定した保険税条例が施行となります。なお、被保険者への税率改定の周知につきましては、４月にホームページや広報で掲載するとともに、６月に発送させていただく当初納税通知書に同封する案内文に税率改定に関する内容を記載する予定です。

以上で報告を終わります。

○会長 ただいま、「令和７年度保険税率改定（案）に関する経過報告」の説明が終わりました。

これより、質疑応答に移らせていただきます。なお、一問一答の形式をとらせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、ご質問等のある方は挙手をお願いします。—————

（挙手なし）

ないようであれば、これで質疑打ち切りということによろしいでしょうか。—————

２．令和７年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について

○会長 それでは、次に議題２「令和７年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について」事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 引き続き、楠瀬から説明させていただきます。

資料 No.2「令和７年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について」をご覧ください。こちらにつきましては、「我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について、専決とさせていただく予定となっており、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び軽減基準額の改正になります。

改正の主な内容といたしましては、令和６年１２月２７日に「令和７年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。その中で、国民健康保険税に係る主な改正が２点ございました。

１点目は、「課税限度額の引き上げ」、２点目は、「低所得者世帯に対する均等割額およ

び平等割額の法定軽減における軽減判定所得の基準額引き上げ」となります。

1点目の課税限度額の引き上げにつきましては、現在の106万円が109万円となり、3万円引き上げることが決定されました。内訳といたしましては、医療分が65万円から66万円へ変更、後期高齢者支援金分が24万円から26万円へ変更、介護分は17万円に変更なしとなっております。

今回の課税限度額の引き上げに伴い、課税限度額該当世帯が医療分及び後期高齢者支援金分の該当世帯が減少する見込みとなっております。

また、調定額においても、医療分は209万8000円の増額、後期高齢者支援金分は689万2000円の増額。合計で899万円増額する見込みとなります。

続きまして、裏面をご覧ください。

2点目の軽減判定所得の基準額引き上げにつきましては、5割軽減に該当する保険税軽減基準額が、29万5000円から、30万5000円、同様に、2割軽減の基準額が、54万5000円から、56万円に引き上げられることが決定いたしました。7割軽減については変更ございません。

基準額引き上げに伴い、5割軽減の該当人数が127人増の2,884人、軽減額が347万6000円増の8035万3000円、2割軽減の該当人数が16人増の3040人、軽減額が27万5000円増の3350万1000円となり、全体として、143人増の1万936人、軽減額が375万1000円増の3億3581万円になる見込みです。

今後は、地方税法施行令の改正を待つて、国民健康保険税条例の改正を行いますが、毎年、3月末に施行令の改正が行われる予定となっております。そのため、施行が4月1日からとなることから、急を要するため専決処分とする予定となっております。

専決処分の内容につきましては、6月議会で報告議案として提出させていただく予定となっております。

課税限度額及び軽減判定の基準額の改正内容につきましても、先ほどの税率改定の内容と同様に、4月にホームページ及び広報で掲載、6月の当初納税通知書の案内文に掲載し周知を図っていく予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○会長 ただいま「令和7年度からの国民健康保険関係の条例改正（案）について」説明が終わりました。

これより質疑応答に移らせていただきます。

ご質問等のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手あり)

○会長 鈴木委員お願いします。

○鈴木委員 国の税制改正の大綱で決まったことをオートマチックに条例に反映するということで、何か審議するようなことはないということですか。

○会長 事務局お願いします。

○事務局 はい。ご認識のとおりです。

○鈴木委員 わかりました。

○会長 他にご質問等ありませんか。

(挙手あり)

○会長 磯邊委員お願いします。

○磯邊委員 3月末に国で正式決定のため専決処分ということは理解しましたが、先ほどの経過報告の説明の中で、3月議会に議案として税率改定の議案提出を予定しているとのことでしたが、税率改定内容の資料はないのでしょうか。

○会長 事務局お願いします。

○事務局 はい。税率改定については、前回の協議会の際にご審議いただきまして、今回の税率改定(案)の議案につきましては資料をご用意しておりません。

○磯邊委員 失礼いたしました。前回欠席だったので流れがわかりませんでした。ありがとうございます。

○会長 他にご質問等ありますか。

ないようであれば、これで質疑打ち切りということでよろしいでしょうか。――

3. 令和7年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について

○会長 それでは、次に議題3「令和7年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について」事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 国保年金課廣瀬と申します。「令和7年度国民健康保険事業特別会計予算(案)について」ご説明させていただきます。申し訳ございませんが、着座にてご説明させていただきます。

資料№3「令和7年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について」をご覧ください。

令和7年度の予算も前年度と同様、国が示した仮係数に基づき予算編成を行っています。これは、市の予算編成において、確定係数による算定結果の反映が間に合わないことや、県の予算編成についても、仮係数による算定結果で行っていること等によるものです。確定係数による算定結果の予算への反映につきましては、令和7年度9月の補正予算で調整を予定しております。

それでは、令和7年度国民健康保険事業特別会計予算の歳入歳出の総額です。

歳入予算につきましては、1ページ目の表、また、歳出予算につきましては、2ページ目の表、「令和7年度当初額」と記載している列の一番下の額の通り、歳入歳出それぞれ117億9000万円で、令和6年度と比べ、9000万円の0.76%減となっております。

減額の要因といたしましては、令和6年度に比べ、県へ納める納付金が減額したことで、1人当たりの医療費は上がる傾向にありますが、被保険者数が減少傾向にあり、歳出において、保険給付費全体が減少するものと見込んだため、それに伴い歳入の県支出金「保険給付費等交付金（普通交付金）」も減額としたためです。

初めに、1ページの歳入から説明させていただきます。

国民健康保険制度の基本財源であります「国民健康保険税」ですが、総額25億9,813万1千円で、6年度に比べてプラス3.21%、8,070万6千円の増を見込んでおります。

なお、現年課税分の予定収納率は、実績を考慮し、医療給付費分、後期高齢者支援金分は93.5%、介護納付金分は91.0%を見込んでおります。

次に、「国庫支出金」は、子ども・子育て支援金制度の創設に係るシステム改修業務委託料として1,466万6千円を計上しております。

次に、「県支出金」は、保険給付費等交付金（普通交付金）および、保険給付費等交付金（特別交付金）合わせまして、6年度より8,984万8千円減の82億5,207万3千円を計上しております。

次に、「繰入金」は、6年度より9,268万7千円減の8億8,380万8千円を計上しております。

一般会計繰入金の内訳について、まず、保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分と保険者支援分を合わせまして、6年度より4,965万3千円増の5億2,991万2千円を計上しております。

未就学児均等割保険税繰入金は、6年度より84万5千円減の322万7千円を計上しております。

職員給与費等繰入金は、6年度より635万4千円減の2億8,849万7千円を計上しております。

産前産後保険税繰入金は、6年度より86万5千円減の137万5千円を計上しております。

出産育児一時金等繰入金は、6年度より333万4千円減の2,000万円を計上しております。

財政安定化支援事業繰入金は、6年度より403万2千円減の4,079万7千円を計上しております。

なお、その他一般会計繰入金は、不足する財源を補填するための、いわゆる赤字繰入ですが、7年度は、税率改定を行うことで予算計上しておりません。

また、国保財政調整基金繰入金は、5年度で使い切ったため計上しておりません。

最後に、「諸収入」は、6年度より283万7千円減の3,129万2千円を計上しております。

続きまして、歳出について説明させていただきます。2ページをお開きください。

最初に、「総務費」です。総務費は、6年度より807万9千円減の2億5,158万2千円を見込んでおります。

次に、その下の「保険給付費」は、国民健康保険事業の主たるもので、6年度より7,199万円減の81億3,543万2千円を計上しております。

これは、これまでの支払い実績を参考に、積算して計上しております。7年度の保険給付費につきましては、1人当たりの保険給付費は増加傾向にあるものの、被保険者数の減少に伴い、保険給付費全体で0.88%の減が見込まれるため、減額となっています。

次に、「国民健康保険事業費納付金」は、医療給付費分として、21億5,659万8千円、後期高齢者支援分として、8億2,543万4千円、介護納付金分として、2億6,663万1千円、合計で6年度より456万円減の32億4,866万3千円を計上しております。

次に、「保健事業費」は、短期人間ドック、はり、きゅう、あん摩等施設利用券の助成の見直しにより、6年度より745万3千円減の1億2,673万8千円を計上しております。

次に、「諸支出金」は、6年度より207万6千円減の1,842万7千円を計上しております。

最後に、「予備費」は、6年度から415万8千円増の915万8千円を計上しております。

なお、本予算案は、令和7年第1回市議会定例会において、審査の上、可決後、決定となりますのでご了承ください。

あと、3ページ以降には、被保険者数の推移や、保険給付費の推移を載せています。参考にご覧ください。

以上で令和7年度国民健康保険事業特別会計予算案について説明を終わります。

○会長 ただいま「令和7年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について」説明が終わりました。

これより質疑応答に移らせていただきます。

ご質問等のある方は挙手をお願いいたします。

4. その他

○会長 それでは、最後に「その他」ということで、何か議題として取り上げたいものがございますか。

○会長 それでは、本日の会議を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

以上をもちまして、「令和6年度 第3回 我孫子市 国民健康保険運営協議会」を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

○事務局 会長ならびに委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

午後13時58分閉会